

諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向

インクルーシブ教育システム推進センター(国際・情報発信担当)・特任研究員

要旨：特総研では、国別調査班(アメリカ班、イギリス班、フィンランド班、スウェーデン班、ドイツ班、韓国班、オーストラリア班)を編成し、各国の教育施策や教育事情に造詣の深い特任研究員の協力を得て、諸外国の障害のある子どもをめぐる教育施策等に関する調査を行っている。我が国では、平成29年度に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領や特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の告示がなされたのを皮切りに、2018(平成30)年には高等学校学習指導要領が、2019(平成31)年には特別支援学校高等部学習指導要領が改訂された。2020(令和2)年度より、小学校と特別支援学校小学部で全面实施、2021(令和3)年度より、中学校と特別支援学校中学部で全面实施となっている。そこで、各国の教育課程について、まとめることとした。

また、2020(令和2)年度から新たに調査項目として加えた「遠隔教育の状況(障害のある子どもに対する取組を含む)」について、新型コロナウイルス感染症の流行が続いていることから、本年度も引き続き調査項目に残し、まとめた。

見出し語：諸外国、インクルーシブ教育システム、障害のある子どもの教育、教育課程、遠隔教育、国別調査

I. 目的

特総研では、諸外国の障害のある子どもをめぐる教育に関する情報を収集することで諸外国の教育施策の動向を把握し、我が国のインクルーシブ教育システムに関わる施策や教育実践への示唆を得ることを目的として、毎年度、諸外国における障害のある子どもの教育に関する動向を調査している。

我が国では、平成29年度に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領や特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の告示がなされたのを皮切りに、2018(平成30)年には高等学校学習指導要領が、2019(平成31)年には特別支援学校高等部学習指導要領が改訂された。2020(令和2)年度に小学校と特別支援学校小学部で全面实施、2021(令和3)年度に中学校と特別支援学校中学部で全面实施となっている。

そこで、これらの我が国の動向を踏まえて、本稿では、教育課程に注目し、諸外国の状況について整理し、報告することとした。あわせて、2020(令和2)

年度から新たに調査項目として加えた「遠隔教育の状況(障害のある子どもに対する取組を含む)」について、新型コロナウイルス感染症の流行が続いていることから、本年度も引き続き調査項目に残し、まとめた。

II. 方法

1. 国別調査班の編成

現在、特総研では、アメリカ班、イギリス班、ドイツ班、フィンランド班、スウェーデン班、韓国班、オーストラリア班の7班を編成している。

平成28年度から各国の情報を収集するために、諸外国の教育事情に造詣の深い大学教員等を客員研究員として委嘱し、2019(令和元)年度からは特任研究員と改め、本調査の実施に協力いただいている(各国別調査班の編成と担当者は、文末に記載している)。

III. 調査項目

調査項目は、以下の16項目である。

- ① 学校教育に関する法令
- ② 近年の教育施策の動向
- ③ 教育システム
- ④ 各学校教育段階の統計
- ⑤ 通常の学校教育カリキュラムと特別支援教育カリキュラム
- ⑥ 特別な教育・支援の対象となる子どもの分類
- ⑦ 障害のある子どもの教育
- ⑧ 障害のある子どもの就学
- ⑨ 教員養成・免許制度
- ⑩ 現職教員研修
- ⑪ 障害や特別な教育的ニーズのある子どもの理解啓発
- ⑫ 通常の学級における障害や特別な教育的ニーズのある子どもへの指導体制
- ⑬ 日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇
- ⑭ 障害のある外国人の子どもの教育的処遇
- ⑮ 日本における「放課後等デイサービス」に当たる福祉サービス
- ⑯ 遠隔教育の状況(障害のある子どもに対する取組を含む)

IV. 各国の動向

以下では、各国ごとに、(1)近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向、(2)就学年齢と義務教育年限、(3)障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供、(4)障害のある子どもの教育課程、(5)遠隔教育の状況(障害のある子どもに対する取組を含む)について述べる。

1. アメリカ

1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

バイデン政権は、2021年5月28日に2021年度予算案(2020年10月1日から2021年9月30日)を

示すなかで、障害のある子供に対するサポートを強化する方針を示した(U.S. Department of Education, 2021)。IDEA(The Individuals with Disabilities Education Act of 2004, 個別障害児教育法)の下で認可されている州への助成金プログラムについて、3歳から21歳までの障害のある子供(約760万人)の特殊教育及び関連サービスのために、2022年には26億ドルの増加である155億ドルが要求された。これは、子供1人あたり2,033ドルとなり、連邦政府における生徒1人あたりの負担額の約15パーセントに該当する。トランプ政権からバイデン政権への移行に伴い、特殊教育への財政支援に変化が見られつつある。

2) 就学年齢と義務教育年限

米国では、各州で定めている義務教育法において規定されている。すべての州が5歳から18歳までの期間内に9年又は10年の義務教育を提供しているが、その対象年齢のパターンは一様でない。

3) 障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

U.S. Department of Education(2020)によれば、2018年秋の全米(50州、DC、BIE schoolsを含む)におけるIDEA(パートB)の対象児童生徒(6-21歳)は6,217,412(前年度6,030,548)人であり、これは同年齢に占める割合の9.5%(前年度9.2%)にあたる。IDEA対象者(6-21歳)に占める障害種ごとの割合としては、「特異性学習障害」が最も多い。ただし、全体として2008年(42.9%)から2018年(37.7%)にかけてその割合は低下している。そして、「言語障害」(16.4%)、「その他の健康障害」(16.2%)、「自閉症」(10.5%)、「知的障害」(6.7%)、「情緒障害」(5.5%)と続くが、とくに「その他の健康障害」(2008年11.0%)、「自閉症」(2008年5.0%)は近年増加傾向がみられる。

2018年に、IDEAの対象とされた児童生徒の95.0%は通常の学級における教育を受ける機会を得ていた。とくに、同年齢の60%以上(64.0%, 前年度63.5%)が、「授業日の80%以上」を通常の学級内で教育を受けていた。そのほか、17.9%(前年度18.1%)が「授業

日の 40-79%以上」の時間を通常の学級において過ごし、通常の学級で過ごす時間が「授業日の 40%以下」の児童生徒が 13.1% (前年度 13.3%) みられた。5.0% (前年度 5.1%) のみが「その他の環境」(Other environments, 特別な学校, 寄宿学校, 家庭・病院, 矯正施設を含む) に措置され、通常の学級以外の場で教育された。さらに、「授業日の 80%以上」の時間を通常の学級で過ごす児童生徒の割合を障害の種別ごとにみると、「言語障害」(87.5%), 「特異的学習障害」(72.3%), 「視覚障害」(68.2%), 「その他の健康障害」(67.3%), 「聴覚障害」(63.0%), 「肢体不自由」(54.3%), 「外傷性脳損傷」(51.1%), 「情緒障害」(49.2%), 「自閉症」(39.7%), 「盲聾重複」(25.7%), 「知的障害」(17.4%), 「重複障害」(14.3%) となる。

4) 障害のある子どもの教育課程

IDEA 施行規則 (§ 300.115) は、「(a) 各々の公的機関は、特殊教育および関連サービスに対する障害のある子どもたちのニーズを満たすために、『代替の教育の場の連続体』(Continuum of alternative placements) が活用できることを保障しなければならない」と規定している。この「連続体」は、通常の学級、特別な学級、特別な学校における指導、在宅指導および、病院や施設における指導を含み、通常学級との連携によって提供される(リソースルーム又は巡回による指導のような) 補足的サービスを備えたものとされている。

そのうえで、IDEA は「通常教育カリキュラムへのアクセス」(access to the general education curriculum) を規定し、「通常の学級における通常教育カリキュラムにアクセスすることを保障すること」を求めている (§ 1400(C)(5))。さらに、IEP の策定に当たって、「子どもが、通常の学級における活動(中略)に、障害のない子どもと共に参加しない場合には、その範囲についての説明」が求められている (§. 1414 (d)(1)(A)(V)) など、通常教育との関係性が重視されている。

5) 遠隔教育の状況

米国では、1990 年代半ばには、K-12 におけるオンライン学習や混合指導 (対面とオンライン形式の併

用) が開始されるようになった (Black ら, 2020)。こうしたオンラインスクールは増加傾向にあり、地域や州を越えたフルタイムの公立オンラインスクールは 32 州で運営されている。2018-2019 年度には約 375,000 人の学生がすでに在籍している。そして、多くの州は全学生の 1%未満にとどまるが、オクラホマ州 (3.6%) のような比較的高い割合を示す州もある (Digital Learning Collaborative, 2020)。

Black ら (2020) は、オンライン学習環境における指導の利点の一つとして、特別なヘルスケアが必要な子供の教育ニーズを満たすことを挙げている。特に、学生が健康管理のために慢性的な病気や通院により頻繁に学校を欠席する必要がある場合、対面方式よりもオンライン学習がより適切な解決策になる可能性を示唆している。また、特別なヘルスケアを要する子供たちは、オンライン学習に参加するとき、自身の教育をより適切にコントロールできると感じていることを指摘している。

最近の動向として、全国の学校は COVID-19 のパンデミックのなかで、障害のある子供を支援するために州に 30 億ドル以上の補助を進めている。これは、2021 年 3 月 11 日に承認された大規模なパンデミック救済策 (1.9 兆ドル) の American Rescue Plan Act of 2021 (PL. No. 117-2) の一環としての取り組みである。教育省に割り当てられた 1,300 億ドルのうち、特殊教育関連資金^{注1}の大部分 (26 億ドル) は 3-21 歳 (IDEA Part B, 611) の特殊教育プログラムに充当され、2 億ドル (IDEA Part B, 619) が 3-5 歳の就学前教育に、2 億 5000 万ドルは乳幼児期 (IDEA Part C) に割り当てられる (Disability scoop, 2021/7/13)。

2. イギリス(イングランドについて)

1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

従来の Special Educational Needs (SEN) Code of Practice (2001 年) に替わるものとして、Special Educational Needs and Disability Code of Practice: 0 to 25 years が 2014 年 9 月に施行された。この改訂と関連して The Special Educational

Needs and Disability Regulations 2014, The Special Educational Needs (Personal Budgets) Regulations 2014, The Order setting out transitional arrangements が規定された。

この改訂により、特別な支援を必要とする子どもや青少年が、乳幼児期から成人になるまで継続して支援を受けられるようにするとともに、保護者や本人の意向の反映、関連機関との連携などを取り入れ、子どもがより確実に支援を得られるようになった。

教育的ニーズについての判定書に代わり、EHC プラン(Education, Health, Care Plan ; 2014 年から導入)により特別支援教育の提供が保証されることとなった。EHC プランに基づく制度に 2018 年 4 月に完全移行し、判定書は 2019 年に廃止された。

The Children and Families Act 2014 に基づき、障害や病気、特別な支援を必要とする子どもについて、教育・医療・福祉の関連機関が連携するためのシステムが再構築された。

2) 就学年齢と義務教育年限

Education Act 1996 により、初等学校の Year1 (5 歳) から中等学校の Year11 (16 歳) までが義務教育となっていて、初等学校は、一般に Year1 (5 歳) から Year6 (11 歳) まで、中等学校は Year7 (12 歳) から Year11 (16 歳) までとなっている。Year11 で全国試験である General Certificate of Secondary Education (GCSE) に合格することで義務教育修了の資格が与えられる。

3) 障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

障害のある子どもの学びの場としては、初等学校、中等学校、特別学校、特別受入施設 (PRU) がある。初等学校と中等学校には、SEN Unit や Resourced Provisions が設置されている。PRU は、素行を理由に退学したり、病気などの理由で初等学校や中等学校に入学ができなかったりする子どものための施設である。1996 年教育法により、地方自治体に設置を義務づけている。PRU は、初等学校や中等学校内に設置される SEN Unit や Resourced Provisions とは異なるものである。

各学びの場に在籍する児童生徒の割合については、教育省の 2020 年の統計調査によると、公立の初等学校で EHC プランを有する児童は 1.8%、SEN サポートを受けている児童は 12.8%。公立の中等学校で EHC プランを有する生徒は 1.8%、SEN サポートを受けている生徒は 11.1%。PRU に通う児童生徒で EHC プランを有する児童生徒は 16.4%。公立の特別学校に通う子供の 97.9% が EHC プランを有し、9.3% が SEN サポートを受けている。特別学校に在籍する子供と私立学校に通う SEN を有する子供の人数 (EHC は持たず SEN のある子供は 13.7%) が増加している。

SEND Code of Practice (Department for Education, 2014) では、SEN サポートや SEN 判定書又は EHC プランを有する子どもは、各学校の SEN コーディネーター (SENCO) や SEN Teacher とかわりながら、地方自治体から派遣される巡回教師による指導や、授業や学校行事のために支援員の配置を受けることができる。また、関連機関の専門家との連携のもとに必要な支援を受けることになっている。これらの支援は、保護者と本人の意向を踏まえて行うことになっており、Personal Budget と言われる支援予算の一部をどのように配分するかも保護者が判断できることになっている。

Personal Budget は保護者が望むのならば、地方自治体が EHC プランで算定した予算の一部について、子供のニーズを対応した手立てを準備するために、保護者自身が使い道を決めることができる予算である (49 条)。予算の内容は以下の 4 つである。

- ・直接経費 (Direct payments) : 保護者自身がサービスを購入したり、管理したりするために受け取る予算
- ・地方自治体や教育プロバイダーが保持する資金と発注する EHC プランに含まれるサービスを保護者が指示する支払い
- ・第 3 者支払い : 保護者が自身のために他の者を資金の管理者に任命する
- ・上記の 3 つのコンビネーション

4) 障害のある子どもの教育課程

イングランドでは、義務教育段階において全国的な教育課程の基準としてナショナルカリキュラム

(National Curriculum)が定められている。教育現場はこの基準のもと、自校の特性を考慮して教育課程を編成することになっている。

ナショナルカリキュラムは、公立・公営の学校にのみ適用され、独立(私立)学校には適用されず、任意での適用となる。アカデミーやフリースクールは、ナショナルカリキュラムを遵守する義務はなく、ナショナルカリキュラムに定められている必修教科を履修させることが義務付けられている。特別学校や特別受入施設では、ナショナルカリキュラムに準じながら、子どもの病気や障害に応じた学習課題を教科の中で取り扱うといった柔軟な対応がとられている。

以前は、知的障害や重度の障害、重複障害などにより、ナショナルカリキュラムによる学習評価ができない障害のある子どものために、1998年からPスケール(Performance scales)が用いられていた。Pスケールはナショナルカリキュラムが示す教科との連続性を保てるように検討され見直しが持続的に行われていたが、アカデミックな内容に偏り、児童生徒が身につけるべき基礎的スキルや能力の習得を妨げ、学習到達度の低い児童生徒の評価では信頼性が低くなっているのではないかという危惧があり(米田・宮内, 2015)、2015年より新たに検討されたPre-key stage standardの最終版が試験的な施行を経て、2018年に公表された(Standards and Testing Agency, 2016; 若林・吉川・坂井ら, 2020; Waller, 2021)。また、2015年7月からロッチフォード委員会で検討されていた、従来のPスケールのP1からP3レベルの複雑な教育的ニーズがある児童生徒に、これまでと替わるアセスメント方法について、2020年1月にSTA(Standards and Testing agency)よりエンゲージメントモデルとして、ガイドが公表された。エンゲージメントモデルは、従来の教科的なスキルではなく、水平的に広がる力として5つの領域を設け、それをもとにアセスメントする事が示されている。本ガイド中における義務的な項目は、2021/22学年度から適用されることになっている。

5) 遠隔教育の状況

イングランドでは、学校に在籍する就学義務はなく、子供は家庭で義務教育を行うhome educationを受けることが法的に可能となっている。イングランドでは、home educationを受ける人数が増加している。2019年のOFSTED(Office for Standards in Education, 英国教育水準局)の調査によると、積極的な理由によってhome educationを受けているのではなく、特別支援教育のほか医療的サポートが必要な子供や素行に問題のある子供が安易な手段として最終的に通学からhome educationに移行していることが明らかとなった。このため、OFSTEDはhome educationを決断する際の推奨事項を学校や地方自治体に向けて示した。

教育省は、新型コロナウイルスによって自宅学習を余儀なくされた子供達に対して無償で利用できるオンライン教材リストをWEB上で公開した。英語、数学、科学、体育、well-beingに加え、特別支援教育用教材も利用できる。就学前から義務教育最終段階までの子供を対象としている。

コロナ禍における教育・保育現場の教員向けのガイダンスが、障害や特別な教育的ニーズのある子供を担当する特別学校等の管理職と教職員に示されている。本ガイドの中には、遠隔教育の提供に関する事項が盛り込まれている。

全ての学びの場における特別な教育的ニーズや障害のある子供向けのアシスティブテクノロジーを活用した支援(Ed Tech SEND support Hub)や彼らを支援するためのテクノロジーの活用方法を紹介したコンテンツ(ビデオ, webinars, オンラインイベントなど)が公開されている。

3. ドイツ

1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

ドイツのインクルーシブ教育システムの進展とともに、特別支援学校の教員が近隣の通常の学校へ巡回する形で個別指導や小集団の授業のために出向く「一般学校における特殊教育学的支援(Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen)」の対象者が増加している。その対象は、

就学前段階、基礎学校、中等教育段階への導入段階、基幹学校、実科学校、ギムナジウム、統合型総合制学校、市立のシュタイナー学校など、多様な支援先となっている(KMK, 2021a)。ドイツの場合、日本のような通級による指導の開始／終了の形式をとらず、在籍は通常の学校・学級のまま特別支援学校の教員が自らの指導時間内で巡回して対応にあたることで柔軟な対応が可能になっている。

2) 就学年齢と義務教育年限

義務教育段階では6歳で基礎学校に就学することが各州の憲法で規定されているが、ベルリン市州・ブランデンブルグ州・ブレーメン州・チューリングェン州・ノードラインヴェストファーレン州は10年間の義務教育期間が設定され、他の地域は9年間の義務教育の期間である(KMK, 2019)。ドイツ全体として16州のうち11州は9年間、5州は10年間の義務教育期間が設定され、ベルリン市州とブランデンブルグ州は基礎学校が6年間と他州より長く、州によって義務教育にも違いがある(KMK, 2019)。ドイツは義務教育終了時の卒業資格が重視され、中等段階Iの卒業資格と最終学年の成績によって、進学先である大学や職業教育機関への入学の判断材料となっている。

3) 障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

2019年度に特別な支援を受けた児童生徒57万1671人のうち、学びの場については56.1%が特別支援学校(特殊学校)で32万5368人、43.9%は一般学校で24万6303人であった(KMK, 2021)。ドイツでは障害のある子どもの教育は、主に各種の特別学校と通常学校における通常学級の2つで行われている。通常学校で学ぶ場合には日本の特別支援学級に該当する制度上の位置づけがないため、通常の学級で学びながら必要に応じて支援を受けるといった形をとっている。

国連の障害者権利条約への批准を受けてインクルーシブ教育の方針を示したドイツ連邦共和国常設文部大臣会議(Kultusminister Konferenz, KMKと略される)(2014)によれば、「インクルーシブ教育とは

障害のある人となない人が共に生活し、共に学ぶことである」とし、障害に応じた早期の診断・支援や幅広い年齢層、すなわち就学前から初等・中等・高等教育、職業教育における特別な支援の実現を提起した。ベルリンやニーダーザクセンの調査を行った安井ら(2019)によれば、特別支援学校の教員が巡回指導・巡回相談のために地域の学校を訪問することも増えており、センター化が進んでいる。

またベルリンでは、市内12区に「学校心理・インクルーシブ教育相談・支援センター」を設置し、教師や保護者、児童生徒を対象にした支援事業を展開しており、相談から診断、学校との調整役などを担っている(SIBUZ, 2021)。ベルリンも他の州と同様に障害に応じた特別な学級が設置されていないため、こうしたセンターが、通常の学級で支援を受けながら授業に参加可能となるよう、支援機器や環境整備、特別支援学校・特殊学校からの教員の派遣などを行う。

4) 障害のある子どもの教育課程

ドイツでは各州で学習指導要領を定めており、学校種ごとに設定されている教育課程や科目が異なっているため、ここではベルリンの例を紹介する。

ベルリンでは2017年版の学習指導要領が運用されており、通常の学校教育カリキュラムは1年生から10年生まで一括して示されている。ベルリンの基礎学校は1-6学年を基本とするが、5-6年生からギムナジウムや他の学校種へ移行することも可能であり、学校種別のカリキュラム運用が複雑化することを防ぐため、「何を学ぶか」に主軸を置いて教育課程が組まれるようになった。ベルリンについて詳しくは安井ら(2019)に示されているが、同じ学校で様々な能力差のある児童生徒が学ぶことを想定しているため、障害やドイツ語以外を母語とする特別なニーズのある子どもにとって学習面で柔軟な対応が取りやすい教育課程となっている。例えば、基礎学校の6年間で達成すべき段階は、AからDの4つの段階のうちのCとD、加えて4年生でDに到達している者については次の段階であるEの3種類が想定されており、学習面で特殊教育学的支援が必要な児童生徒は10年生までにEまで達成することを目指す

すとされている (Berlin, 2017)。卒業時の達成度が明確に分かれるため、学力の個人差の拡大につながる側面もあると懸念されている。同時に、一人ひとりに応じた対応や能力別の授業など各学校で特色ある取り組みが推奨されている。なお知的発達の遅れがある児童生徒、特別支援学校で学ぶ知的障害のある児童生徒に対応した学習指導要領が別途適用されている (Berlin, 2011)。

5) 遠隔教育等の状況

ドイツでは連邦組織である KMK と保健省が連携し、2020 年 9 月に学校におけるマスク着用や生徒同士の距離の取り方、定期的な換気などの学校衛生や感染対策の新たな規定を定めて各州で実施されてきた (KMK, 2021b)。新型コロナのワクチン接種については、ドイツ保健省 (Bundesministerium für Gesundheit) が 2021 年 7 月 26 日にモデルナ製ワクチンで子どもを対象とした臨床試験の結果を公表して 12 歳以上に接種を推奨し、同年 9 月 2 日にはビオンテック/ファイザー製ワクチンとスパイヴァックス製についても 12 歳から 17 歳の年齢層の有効性を確認したとして接種を推奨している。またドイツのロバート・コッホ研究所が発表したドイツの新型コロナ対策方針のもと、2020 年 10 月には抗原検査の幅広い活用、生後 8 ヶ月以上の子どもを対象に唾液を活用した PCR 検査を保育園や学童、学校で週に 2 回実施されてきたが、ワクチン接種者は週 2 回の PCR 検査対象からは外れるようになった (Robert Koch Institut, 2021)。このようにドイツの学校では教職員や 12 歳以上の生徒のワクチン接種と週に 2 回の PCR 検査の実施という 2 つの主な戦略が機能し始め、学校生活を取り戻しつつあると言える。しかし一方では 2020 年から続く新型コロナ感染拡大による休校等の影響により、ドイツでもオンライン授業が試みられたが、デジタル化に対する様々な課題も指摘されている (Pozas et al., 2021)。

4. フィンランド

1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

「インクルーシブ教育改革」(フィンランドのメディアは、しばしば児童・生徒に対する支援の在り方を「一般支援」・「強化支援」・「特別支援」という三段階にモデル化した 2011 年の改革を「インクルーシブ教育」と称している)の結果、特別なニーズを必要とする児童・生徒にとっても、彼らとともに学ぶ児童・生徒にとっても、その児童・生徒を導く教員にとっても、学習環境・教育環境が悪化しているとする見方が広がっていることを受け、近年、特別支援教育の学習環境の改善方策が議論を呼んでいた。例えば、2019 年 7 月 1 日付の Iltaalehti 紙が、①リソースが不足していること、②特別支援教育改革によりインクルーシブ教育が推進された結果、特別なニーズのある子どもも大規模な学級で学習するようになったことから学習環境が悪化していること、③法が「インクルーシブ教育」(三段階の特別支援教育モデル)実施を保障していないこと、④「インクルーシブ教育」(2011 年改革)の効果検証が必要であること、などを問題提起したことなどはその一例である。教職員組合 (OAJ) が 2017 年に校長及び教員を対象として実施した特別支援の三段階モデルに関する調査でも、改革は、教員の事務作業 (ペーパーワーク) を増大させるのみで、児童・生徒への支援が十分でない状況にあること、その背景に予算不足と法令上の不備があることを指摘している。

こうした議論は、2019 年春の総選挙の際など、政治の場でも行われており、2019 年 6 月に着任したアンダーソン教育大臣は、特別支援教育改革に着手する意向を示していた (フィンランド教育文化省ホームページ, 2019. 7. 1)。これを受け、2020 年度、就学前教育及び基礎教育において、学習支援の拡充とインクルージョンの推進のために、申請ベースの補助金が計上されている (700 万ユーロ)。これらには、三段階の支援の充実や、特別支援教育の支援ネットワークの充実などを目的とするものであり、コーディネータの雇用や支援体制の充実、インクルージョンの推進などに使用することができるとしている (フィンランド教育文化省ホームページ, 2020. 8. 28)。こうした方針は、2021 年度も継続されており、幼児教育、就学前教育、及び基礎教育における学習支援とインクルージョンの推進のため

の補助金に、1,300万ユーロが計上されている（フィンランド教育文化省ホームページ, 2021.5.27）。

2) 就学年齢と義務教育年限

義務教育年限は、2021年度より延長され、子どもが7歳になる年から18歳になるまで（それ以前に、大学入学資格試験に合格する、あるいは後期中等教育段階相当の職業資格を得た場合など、後期中等教育を実質的に修了した場合は、それまで）となった（Finlex）。

また、1年間の就学前教育も2015年度から義務化されているほか、就学前教育の延長の試行も2021年度よりスタートしている（2024年5月までを予定）（フィンランド教育文化省ホームページ, Kaksivuotisen esiopetuksen kokeilu）。

3) 障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

障害など特別な教育ニーズのある子どもの学びの場は、通常学級、特別支援学級、特別支援学校である。特別な教育ニーズのある子どもたちは、これらのいずれかに在籍しつつ、必要に応じて、他の場で学びながら（いわゆる通級指導学級、交流学級）、学習を進めている。

現在、特別支援教育を提供している教育機関としては、①通常学校、②公立の特別支援学校（Kunnalliset erityiskoulut）、③国立の特別支援教育機関であるヴァルテリ学校（Valteri-koulu）、④私立の特別支援学校（Yksityiset erityiskoulu）、⑤エルメリ学校（Elmeri-koulu）、⑥国立のスクールホーム（Valtion koulukoti）、⑦私立のスクールホーム（Yksityiset koulukoti）、⑧院内学級（Sairaala-opetus）がある（Opetus, 2017）。

フィンランドでは、特別なニーズのある児童・生徒に関して、どの程度（時間）、通常学級で授業を受けているか、という視点から統計を取っている。2020年の調査では、①80%から100%通常学級で学んでいる児童・生徒の割合が32.1%（16,417名）、②全授業時間のうち50%から79%を通常学級で学んでいる児童・生徒の割合が11.2%（5,718名）、③全授業時間のうち20%から49%を通常学級で学んでいる児

童・生徒の割合が9.7%（4,940名）、④全授業時間のうち1%から19%を通常学級で学んでいる児童・生徒の割合が13.4%（6,858名）、⑤100%特別支援学校以外の特別支援学級で学んでいる児童・生徒の割合が27.0%（13,813名）、⑥特別支援学校の特別支援を実施している学級で学んでいる児童・生徒の割合が6.5%（3,340名）であった（Tilastokeskus）。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒は、義務教育期間を延長することができるが、三段階支援の「特別支援」を受けている児童・生徒のうち、義務教育期間を延長している割合は、2013年に27.5%であったものが、2019年には21.5%まで減少している。

なお、2020年、特別支援学校で学んでいる児童・生徒は3,597名である。

4) 障害のある子どもの教育課程

現行の全国教育課程基準（OPS2016）において、特別支援教育に関する記述は、「7章 学習・就学支援」の項目に見られる。この項目には、支援の原則とともに、2011年の特別支援教育改革により導入された「一般支援」（Yleinen tuki）、「強化支援」（Tehostettu tuki）、「特別支援」（Erityinen tuki）という三段階の支援の対象・形態・支援体制など概要が記されている。また、これに加え、「強化支援」については評価及び個別学習計画の策定に関する記述が、「特別支援」については、教育上の判定・特別支援の決定・個別学習計画・教育課程基準上の例外的措置のための教科内容の個別化・義務教育期間の延長・領域別に編成される指導に関する記述が、それぞれ含まれている。また、三段階の支援の他にも、学習支援や一時的な特別支援教育や就学に関わるサービスや援助、地方教育課程基準の編成の際の留意点等についても規定している（Opetushallitus, 2016）。

後期中等教育段階の普通教育機関であるルキオの教育課程基準においても、2019年の改訂により、特別支援教育に関する記述が盛り込まれるようになっている。これは、2018年のルキオ法改正（Finlex）に伴うものであり、学習支援やその体制について述べた同法28条及び29条の記述に基づいている

(Opetushallitus, 2019)。

5) 遠隔教育の状況

フィンランドは、2020年、時限的に(2020年8月1日から12月31日迄)基礎教育法を改正した(出典66)。これにより、感染症等により、学校又は教育機関において対面教育を安全に実施することが難しい場合、オンライン授業等、対面教育以外の方法による例外的措置を取ることが可能となった。ここでは、対面と遠隔を交互に実施することなどが想定されている。しかしながら、基礎学校1年生～3年生、特別支援教育を受けている児童・生徒などは、例外措置の対象から除外されている。同法第20a条では、例外的措置を取る場合にも(オンライン授業等遠隔で授業を実施する際にも)、三段階の支援(一般支援・強化支援・遠隔支援)を提供することや、すべての児童・生徒に学校給食(無料の食事)を提供することを、学校設置者(基礎自治体)に求めている(Finlex)。さらに、この時限措置は、2022年7月31日まで延長されている。

なお、例外的措置に関する決定は、感染症法に基づいて行われる。

5. スウェーデン

1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

近年のインクルーシブ教育施策の動向として、通常学校としての基礎学校、知的障害特別学校、聴覚障害・重複障害特別学校、サマー学校という枠組みは維持した上での「統合の推進」が挙げられる。2001年から2004年にかけては、知的障害特別学校の「解体」や「いっそうの統合推進」が議論されたが、受け皿や代替案の不十分さによって改革議論は頓挫した^{注2}。

継続的に増加する知的障害特別学校在籍子ども数への対応として、2009年にアスペルガー障害の子どもは通常学校で支援する方針が明示されたSkolverket(2009a)。その後提示された、2011年の基礎学校と知的障害特別学校それぞれの学習指導要領(Skolverket, 2011)においても、知的障害のない

子どもは通常学校で支援する方向性が確認され、知的障害特別学校への就学は「権利」であることが強調された(Skolverket, 2009b)。結果として、知的障害特別学校在籍子ども数は減少に転じたが、通常学校において不適応を示す子どもへの対応策が必要になった^{注3}。そのため、通常学級での修学が困難な場合には資源を付加したリソース学校が設立されたり、追加調整の必要性(Behov av extra anpassningar)に応じた特別な支援(Särskilt stöd)が通常学校内で保障されたりする。なお、それらの対象は様々な学習困難や学習障害、学校不適応の状態を示す子どもでもある。

2) 就学年齢と義務教育年限

義務教育の年限は9年である。ただし2018年の秋学期からは就学前学級を義務化し、10年間の義務教育制度に移行しているRegeringskansliet(2017)。知的障害特別学校は任意で10年生が選択できる。聴覚障害・重複障害を対象とする特別学校の修学年限は10年である。

3) 障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

障害のある子供の学びの場(通常の学級、特別な学級)として、まず通常学校に障害種に応じた特別学級はない。そのため、いかに通常教育が柔軟に多様な子どもを包括していくかが課題である。

障害のある子供の学びの場(特別な学校等の分類)として、視覚障害、肢体不自由、病弱の特別学校はない。視覚障害は1986年に最後の特別学校が廃止され、リソースセンターが設置された。よって重複障害がなかったり、常時医療支援の必要がなかったりする視覚障害、肢体不自由、病弱の子どもは通常学級に就学する。その場合は必要に応じて特別教員/特別教育家や国立特別教育学校当局(SPSM)等の専門家のアドバイスを受けたり、後述する教員免許が必要ないアシスタント教員(Assistent)や子どもアシスタント(Elevassistent)の支援を受けたり、もしくは病院(病気のために学校に通学できない子どもは医師の同意のもと病院や自宅で教育を受けることができる)や県の医療機関であるハビリテーリングセン

諸外国の動向調査

ターとの連携によって修学する。

各学びの場に在籍する児童生徒の割合としては、基礎学校は 98.7%，サマー学校は 0.016%，知的障害特別学校は 1.21%，聴覚障害・重複障害学校は 0.065%，である^{注4}。

知的障害児はコミュニケーション立知的障害特別学校に就学する。知的障害特別学校の多くは通常学校と同じ敷地や施設を共有する「場の統合」の状態にある。義務教育段階の知的障害特別学校は、相対的に軽度の知的障害児が就学する「知的障害基礎学校」と相対的に重度の知的障害児が就学する「訓練学校」の2種類の教育課程を保障する。

他には、少数民族サマー族のために6年制の国立サマー学校が設置されている。サマー学校は通常学校の教育課程習得の他に、先住民族のサマー族の文化や言語を習得することを目的としている。

4) 障害のある子どもの教育課程

教育課程の分類(通常の学校における教育課程と特別な学校における適用される教育課程基準の違い等)として、義務教育段階の知的障害特別学校には知的障害基礎学校(Grundsärskola)のみならず訓練学校(Inriktningen träningsskola)の教育課程がある^{注5}。相対的に軽度の知的障害児が就学する知的障害基礎学校は基礎学校と同じ教科で、個々の子どもに合わせた教育を行う。知的障害基礎学校と基礎学校の教科と時間数を比較すると知的障害基礎学校の特徴は家庭科や体育、音楽、手工などの技能科目が比較的長時間数が多く、英語の時間数は少ないこと、また第二外国語の時間は設定されていないこと、個人の選択科目は少ないが学校設定科目が多いため、生活に関連する学習活動や校外学習などにも活用しやすいなど柔軟性が担保されていることが指摘できる。

相対的に重度の知的障害児が就学する訓練学校は教科ではなく以下の5つの「領域」で構成される。芸術活動(Estetisk verksamhet)は音楽、美術や手工等の領域を意味する。コミュニケーション(Kommunikation)はスウェーデン語と母語等の領域を意味する。運動(Motorik)はスポーツと健康等の領域を意味する。日常活動(Vardagsaktiviteter)は日

常の家庭生活や消費の生活、社会科等の領域を意味する。現実理解(Verklighetsuppfattning)は理科、技術、算数・数学等の領域を意味する。このように教科を統合した領域として、個々のニーズに合わせて学習活動が構成できる内容になっている^{注6}。

近年は知的障害教育課程を履修する子どもの通常学級への「個の統合」も推奨している。「個の統合」の方法は多様であり、基礎学校の授業を受けつつ知的障害特別学校のカリキュラムを履修する個別統合、複数の障害児が通常学級で学ぶグループ統合、可能な範囲でともに学ぶ交流学习、交流集団を固定化した共同学習等がある。よって「個の統合」の際には通常学級において基礎学校のカリキュラムを履修する「通常学級」の子どもと通常学級で知的障害特別学校のカリキュラムを履修する「統合された」子どもが存在することになる^{注7}。教員は必要に応じて配置される教員アシスタントや子どもアシスタント、特別教員と協働しつつ、1つの学級における2つのカリキュラムや評価を念頭に教示することが求められる。

5) 遠隔教育の状況

学校に登校できない非常時におけるネット等を活用した遠隔教育(障害のある子供を含む)について、従来の遠隔授業(fjärrundervisning)に新たな遠隔学習(distansundervisning)が追加された。従来の遠隔授業が学校法にも規定されており^{注8}，子どもと教員が別の場で情報通信技術を使用して行われるインタラクティブな教育である。新たな遠隔学習は政府又は校長が学校を閉鎖する場合、校長の責任のもと提供される学習であり、その概念は、学校法で規定されていない。遠隔教育には、アナログとデジタルの両方があり、通常、子どもと教員は別の場にいるが、リアルタイムで一緒に作業したり(同期型)、決められた時間内に課題を実行したりする(非同期型)。子どもと教員は、共有ドキュメント、ビデオ通話、チャットなどを活用する。病気療養児への遠隔教育や遠隔地のため専門的な指導が受けられない子供への指導は従来の遠隔授業の仕組みを用いて実施される^{注9 注10}。

新たな遠隔学習に関して、障害のある子供を含む

諸外国の動向調査

支援が必要な子どもへの対応は、「子ども健康チーム」にかかわる教育、心理、福祉、医療関係の教職員(elevhälsopersonal)が協議して責任や役割の明確化を図る。とくに毎日子どもと連絡を取る教職員を特定する必要がある。支援状況を定期的にフォローアップし、必要に応じてサポートを調整する。コロナ対応としては必要に応じてスウェーデン公衆衛生局(Folkhälsomyndigheten)の指針や助言に従う¹¹。

スウェーデンコミュン・レギオン連合会(Sveriges Kommun och Regioner, SKR)¹²と学校教育庁(Skolverket)および国立特別教育学校当局SPSMは2020年4月14日に「パンデミック時代における学校での支援」について共同でウェブセミナーを開催した¹³。

その後もスウェーデンコミュン・レギオン連合会(Sveriges Kommun och Regioner, SKR)¹⁴や学校教育庁(Skolverket)¹⁵国立特別教育学校当局SPSM¹⁶はコロナ禍の対応の様々な情報を提供している。

6. 韓国

1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

韓国では、「教育全般」について、＜2021年度教育府業務推進計画＞として以下の各点を掲げている。

1. 感染拡大防止・学習・情緒の安全をより図ることを通して学校の日常回復を支援
2. 子ども一人一人の成長を支える未来教育パラダイムへ転換
3. 急激な社会変化の中で取り残される人がいないよう、社会安全網をより一層強化

○ビジョン：ともに成長する抱擁社会、明日を開く未来教育

○核心的な原則：先制的対応、持続性、抱擁性、自立性、安全と健康

○コロナ感染症対応（学校の日常回復、遠隔授業の質再考）＋未来教育のための大転換（未来学校の本格的推進、共有・協力の高等教育、生涯職業教育）及び暖かい希望社会を具現

また、「特殊教育分野」では、＜2021年度特殊教育運営計画＞として以下の各点を掲げている。

1. ビジョン：

・段階別生涯教育の提供による特殊教育対象者の社会統合の実現

2. 推進目標：

・国の役割を強化し、良質の特殊教育の保障
・家庭、学校、社会が連携した持続可能な特殊教育支援環境づくり

・障害特性別の支援による特殊教育対象者の主要な力量の強化

3. 重点課題：

- 1) 均等で公正な教育機会の保証
- 2) 統合教育及び特殊教育支援の質的充実
- 3) 進路及び高等・生涯教育支援の強化
- 4) 障害共感文化の普及及び支援体制の構築

4. 推進システム：

・家庭、学校、社会における関係機関の連携による総合的・体系的支援システムの構築

2) 就学年齢と義務教育年限

義務教育期間は、初等教育(6年)から中学校教育(3年)までの9年間で、無償教育となっている(教育基本法第8条)。さらに、障害の有無に関係なく、2020年度までに、高等学校2年生・3年生も無償とし、2021年度以降は高等学校等の全学年無償となっている。

3) 障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

障害のある子どもの学びの場としては、通常の学級、特殊学級、特殊学校、特殊教育支援センター、巡回教育、院内学校がある。

4) 障害のある子どもの教育課程

韓国では、通常教育課程の他に、「特殊教育課程(初等・中等特殊教育課程)」(2015年改訂)が定められている¹⁷。この教育課程は、特殊教育対象者は、(ア)特殊教育対象者個人の能力を最大限開発するために、障害種や障害特性に合った個別化教育を受けることができる、(イ)特殊教育対象者は、初等学校・

諸外国の動向調査

中学校及び高等学校課程の義務教育を受けなければならない(高等学校教育は2010年より)という基本理念に基づいている。この「特殊教育課程(初等・中等特殊教育課程)」は、さらに以下の3つに分類される。

- ①共通教育課程：初等学校と中学校の障害のある子どもを対象に、初等・中学校の教育課程に準じて編成された教育課程
- ②選択教育課程：高等学校の障害のある生徒を対象に、高等学校の教育課程に準じて編成された教育課程
- ③基本教育課程：上記の教育課程を適用することが困難な子どもを対象に、障害種や障害の程度を考慮し、学年の区分は行わず、その子どもの能力に基づいて該当する教科(国語、算数・数学、社会、科学、実科・技術・家庭、体育、音楽、美術及び教育部長官が認めた科目、特殊教育対象者の進路及び職業に関する教科)の水準を調整して編成された教育課程

5) 遠隔教育の状況

韓国におけるコロナ感染症による障害のある子どもに対する教育の2021年9月現在の現状としては、コロナ感染症の感染拡大の程度(ソーシャルディスタンスの段階)によらず、特殊学校や特殊学級は、原則全面登校(※初・中・高校は、最高警戒レベルである4段階になると、遠隔授業を並行)。2021年6月15日基準、特殊学校は、100%、特殊学級は98.3%が登校授業を実施。特殊学級の登校授業の地域格差を減らし、教育課程運営の充実のため、弾力的運営の優秀事例(16事例)を案内。

また、障害種類別のWEBアクセスが保障された遠隔教育のプラットフォームと、VR技術を活用した実感型コンテンツ(学生・保護者用80種類)等を開発推進している。

病弱児への遠隔授業としては、2020年3月に病弱児のための遠隔授業システム(初等学校課程)が開設されている。これは、教育部が提供する遠隔授業システムであり、これまで自治体の教育庁や教育支援庁が民間に委託して行っていたものを一元化し、運営・管理するものである。専任の教師が授業を行

い、相談も受け付ける。双方向の授業やコンテンツを活用した授業、学習管理が可能である。

7. オーストラリア

1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

オーストラリアでは、2013年から「全国統一情報収集プログラム(Nationally Consistent Collection of Data on School Students with Disability)」が開始され、2015年より全学校が参加している。これは「障害者差別禁止法」や「教育における障害基準」に基づいており、全国の義務教育段階のすべての学校(公立・私立)が実施している調整(adjustments)や支援、それらの水準を可視化する取り組みである。すべての学校は毎年同じ方法でデータを収集・報告することとなっており、政府機関による適切なリソースの提供、そして、学校関係者によるより良いサポートの提供に貢献する「質の良い情報」の継続的収集が目指されている(Education Council, 2020, 山中, 2021)。障害のある児童生徒に対しては、先の「障害者差別禁止法」や「教育における障害基準」を根拠に、カリキュラムの調整がなされなくてはならないこととされている。各学校から提供される情報は、調整を受けている児童生徒の学年、児童生徒に提供されている調整の水準(最低でも年間10週間程度は継続して提供されたもので、カリキュラム全般で個別指導を要する段階から、配慮は要するものの特段の調整を要しない段階までの4段階で把握する)、大まかな分類による児童生徒の障害(身体の障害、認知の障害、社会性/情緒の障害、感覚の障害から選択)などである(Education Council, 2021)。各学校は、学内で障害のある児童生徒のために組織される支援チームを中心に情報収集と情報共有を図ることとされ、そのようなプロセスを通して、各学校で合理的調整に関する理解と実践の質が高まることが期待されている(山中, 2021)。2018年1月より、ここで得られたデータは、オーストラリア政府の教育予算編成における障害のある児童生徒数の把握に用

いられるようになった (Education Council, 2020)。

また、「教育における障害基準」は2020年に3回目のレビューが実施された。そして今後の大きな方向性として、障害のある児童生徒やその家族をエンパワーしていくこと、教育関係者の知識及び能力を強化していくこと、教育機関に障害基準に関する説明責任を根付かせること、早期教育・ケアの分野における意識と能力を高めること、以上4点が示された (Department of Education, Skills and Employment による障害基準のレビューに関するサイトを参照)。

さらに、連邦政府と各州の連携体制は強化され続けており、2020年に改訂された連邦政府と各州における全国教育指針「オーストラリアの若者の教育目標に関するアリススプリングス宣言 (Alice Springs (Mparntwe) Declaration on Educational Goals for Young Australians)」では、全てのオーストラリア人が、インクルーシブで差別から解放された質の高い教育にアクセスできるようにすることや、個々の能力 (capability) を開花させるための個別化された学習 (personalised learning) を促進することなどが示された (Department of Education, Skills and Employment によるアリススプリングス宣言に関するサイトを参照)。

2) 就学年齢と義務教育年限

オーストラリアの教育行政は連邦政府と各州の教育省によって担われており、義務教育システムは各州で違いがある。

初等教育は準備学級 (Kindergarten など) から6もしくは7年生まで、中等教育は7もしくは8～12年生までとなっている。その中で、義務教育は1～9もしくは10年生 (16歳) までである (連邦政府による教育システムについてのサイトを参照)。

3) 障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

オーストラリアにおいては全国的に統一された特別支援教育の仕組みはないので、ここではニューサウスウェールズ州に関して記載する。2020年現

在、同州で障害区分に該当するか否かを問わず、何らかの困難があり調整を受けている児童生徒は135,000名以上、そのうち約8割が通常学級に在籍している (NSW Department of Education, 2021)。

同州は通常学校改革 (「すべての子ども、すべての学校 (Every Student, Every School)」プロジェクト) を2012年から開始し、障害区分に該当する児童生徒だけでなく、障害区分に該当しないが学習や行動上困難のある児童生徒も広く支援するため、これまで複数校掛け持ちで巡回支援を行っていた特別支援教育専門教員 (学習困難、行動上の困難、インテグレーション支援の3担当) をすべての学校に学習支援専門教員 (Learning and Support Teacher) として再配置するとともに、教員の専門性を高めるための研修の充実や、特別支援学校のセンターとしての活用に着手した (NSW Department of Education, 2012)。

以上を踏まえ、現在では次のような段階的な仕組みを構築している。

まず、通常学級在籍で、理由を問わず何らかの困難を抱える児童生徒 (学習困難、軽度知的障害、行動上の困難、自閉症スペクトラム障害、メンタルヘルスを含む) のために、「学習支援リソースパッケージ (learning and support resource package)」(必要な調整の程度が軽度の場合: low level adjustments に対応) が提供されている。これは、先の専門教員1名の配置と、柔軟性のある予算枠組み (学校予算に組み込まれている) からなる。後者の予算については、近隣の学校と連携してプールし、更なる専門教員の配置や学習支援員 (learning and support officer) の活用を使用することができる (NSW Department of Education による障害のある児童生徒への支援 (通常学校) に関するサイトを参照)。

次に、「学習支援リソースパッケージ」による支援では不十分な場合、つまりは中度以上の障害のある通常学級在籍の児童生徒に対して、Integration Funding Support という助成が用意されている。児童生徒個々のニーズに合わせて各学校で専門教員や学習支援員を増やしたり、学級担任が研修を受けられるようにするなどし、適切な調整を関係者と協議

できるようにすることを可能とする。対象となるのは、同州教育省による障害区分（（中度以上の）知的障害、身体障害、メンタルヘルス、自閉スペクトラム障害、聴覚／視覚障害）に該当し、各校の学習支援チーム（Learning and Support Team）が必要と認めた児童生徒である（NSW Department of Education による Integration Funding Support についてのサイトを参照）。

続いて、通常学校内の特別支援学級（specialist support classes）である。ここでは同州教育省の障害区分に該当する中度以上の学習支援ニーズを有する児童生徒が対象であり、障害で言えば、知的障害、メンタルヘルス、自閉症、身体障害、感覚障害、行動上の困難である。1名の専門教員と1名の学習支援員が配置される（NSW Department of Education による特別支援学級についてのサイトに詳しい）。

そして、特別支援学校（schools for specific purposes）である。やはり同州教育省の障害区分にある知的障害、メンタルヘルス、自閉症、身体障害、聴覚障害、視覚障害が対象となる。このような障害区分以外にも、病気療養中の児童生徒を対象とした病院学校（Hospital Schools）、5年生以上を対象とした行動上の困難に特化したセンター（Tutorial Centres）、5～20日の停学状態にある児童生徒を対象に学校への復帰を支援するセンター（Suspension Centres）もある（NSW Department of Education による特別支援学校についてのサイトに詳しい）。

4) 障害のある子どもの教育課程

オーストラリアでは、各州の裁量により教育が行われており、シラバスは各州で策定されているが、2013年からナショナルカリキュラム（オーストラリアン・カリキュラム）が導入された。オーストラリアン・カリキュラムは、障害のある児童生徒をはじめ、多様性を包摂するインクルーシブなカリキュラムとして設計されている。従って、シラバスは各州の裁量にあるが、別建てでの特別支援教育のカリキュラムは構想されていない。

先の「障害者差別禁止法」や「教育における障害基準」を根拠に、各州策定のシラバスをもとに、各教育現場ではカリキュラムの合理的調整がなされな

くてはならない。あくまでも障害のない児童生徒と「同等であること（on the same bases）」が目指され、個々のニーズや学習の焦点は異なるとはいえ、同じ教育機会や選択肢にアクセスできること、生活年齢にあった形で学習文脈にアクセスできることなどが求められている。すべての子どもが、7つの汎用的能力（リテラシー、ニューメラシー、ICT技能、創造的・批判的思考力、倫理的理解、個人的・社会的能力、異文化間理解）を、各学習領域（教科・科目に該当）を横断して獲得するという意味で、いわゆる学びの連続性を保持することが求められているが、具体的な内容や方法を個に合わせて柔軟に変更すること（合理的調整）が合わせて推奨されている（山中、2015、2019a、2019b）。

5) 遠隔教育の状況

遠隔地教育は広大な国土を有するオーストラリアにおいて長年蓄積のある取り組みであり、最近ではICT活用も併せて進められている。また、同国では2000年代後半から国をあげてブロードバンドを整備してきた経緯があり、それを障害のある子どもたちの学習機会の確保にも活用することが目指されてきた（Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs, 2012）。

ニューサウスウェールズ州では学校外で教育を受ける形態として、遠隔地教育（distance education）とホームスクーリング（home schooling）の2種類がある。前者は遠隔地在住者、国内を広く移動する者、最低50日間は海外にいる者、医療的ニーズのある者、妊娠もしくは養育している者、芸術やスポーツに従事している者、障害などのニーズのある者（障害等により通学困難、地域で適当な選択肢がないなど）などを対象としている（新型コロナウイルス禍においては、一部制限がかかっている）。郵便、メール、電話、その他ICT等を活用しながら教科を履修するとともに、遠隔地教育実施校でのスクーリングなどもある。また、9-12年生に限って、在籍する学校の状況によっては、特定の科目のみ遠隔地教育で受講することも可能である。遠隔地教育は州教育省の責任の元に保障される（NSW Department of Education, 2021）。

後者は遠隔地教育とは異なり、保護者（何らかの資格は求められていない）がすべての責任をもって自宅で教育を実施するものであり、同州の教育法（Education Act 1990）において認められている。したがって、ホームスクーリングを受ける子どもの登録などは、同州教育省ではなくシラバスや教育評価に関わる同州教育基準局（NSW Education Standards Authority）が行う（NSW Education Standards Authority, 2018）。

同州では新型コロナウイルス流行に伴い、2020年には90%以上の児童生徒がリモートの学習に移行した。これに伴い同州教育省は情報を集約し、オンライン上でのデジタル教材と印刷教材を提供できるようにすることをはじめ、デバイスの調達を急いだ。同州教育省は全ての学校がオンライン学習のプログラムにアクセスできるよう、Google クラスルーム、マイクロソフト Teams, Zoom と連携し、プラットフォームを作るなどした他、ABC Education と連携し、教材開発と発信を行った。各学校はオンライン、印刷物の郵送、ハイブリッドなど、実態に合わせて授業・学習形態を選択した（NSW Department of Education による新型コロナウイルス禍における質の高い教育の継続に関するサイトに詳しい）。2021年9月2日現在も同州の児童生徒はほぼ自宅で学習している。同州教育省は、広く関連情報や教材等をオンライン上で発信、更新し続けている（NSW Department of Education による自学学習に関するサイトに詳しい）。

引用文献

【アメリカ】

U.S. Department of Education (2021) U.S. Department of Education Fiscal Year 2022 Budget Summary

<https://www2.ed.gov/about/overview/budget/budget22/summary/22summary.pdf>

（アクセス日、2021年8月6日）

文部科学省によって、一部の州の教育システムについての解説がある。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301/018.htm

（アクセス日、2019年6月15日）

「諸外国の教育統計 平成29(2017)年版」から概要を把握できる。

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogai/ikoku/_icsFiles/afiedfile/2017/09/27/1396544_01.pdf

（アクセス日、2019年6月15日）

U. S. Department of Education (2020) 42nd Annual Report to Congress on the Implementation of the Individuals with Disabilities Education Act, Parts B and C. 2020

<https://sites.ed.gov/idea/files/42nd-arc-for-idea.pdf>

（アクセス日、2021年8月19日）

Black, E. W., Richard, R., and Thompson, F. A. (2020) K-12 Virtual Schooling, COVID-19, and Student Success. JAMA Pediatrics. DOI:

10.1001/jamapediatrics.2020.3800

Digital Learning Collaborative (2020) Snapshot 2020: A review of K-12 online, blended, and digital learning.

<https://static1.squarespace.com/static/5a98496696d4556b01f86662/t/5e61341d879e630db4481a01/1583428708513/DLC-KP-Snapshot2020.pdf>

（アクセス日、2020年9月10日）

注1：基金の詳細はU.S. Department of EducationのHPより確認できる。

<https://www2.ed.gov/policy/speced/leg/arp/index.html>

2021年8月6日）

【イギリス】

Government UK. Special educational needs and disability (SEND) detailed information.

<https://www.gov.uk/topic/schools-colleges-childrens-services/special-educational-needs-disabilities>

（アクセス日、2021年4月21日）

Department for Education and Department of Health (2015) Special educational needs and disability code of practice: 0 to 25 years.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/398815/SEND_Code_of_Practice_January_2015.pdf

(アクセス日, 2021年4月21日)

Department for Education (2019) Special educational needs in England: January 2019. National tables. Special educational needs in England: January 2019.

<https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2019>

(アクセス日, 2021年4月22日)

Department for Education (2020) National statistics. Special educational needs in England: January 2020.

<https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2020>

(アクセス日, 2021年4月22日)

Standards and Testing Agency (2016). The Rochford Review: final report; Review of assessment for pupils working below the standard of national curriculum tests.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/561411/Rochford_Review_Report_v5_PFDA.pdf

(アクセス日, 2020年9月9日)

Standards and Testing Agency (2020). The engagement Model: Guidance for maintained schools, academies (including free schools) and local authorities.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/903458/Engagement_Model_Guidance_2020.pdf

(アクセス日, 2021年7月9日)

若林上総・吉川知夫・坂井直樹・清水潤・北川貴章・海津亜希子・神山努・宇野宏之祐・井上秀和・横倉久(2020)重度の学習困難のある子どもに対するイギリスの対応—全国共通カリキュラム (National Curriculum) との連続例によらない実践の模索—, 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第9号, 18-23.

Waller, J. (2021) Using the engagement model to support assessment and teaching of pupils not yet accessing the National Curriculum or subject-specific learning. Tes SEN Show Virtual 2021 講演資料

Department for Education (2017) Performance-scale-attainment targets for pupils with special educational needs.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/903590/Performance_-_P_Scale_-_attainment_targets_for_pupils_with_special_educational_needs_June_2017.pdf

(アクセス日, 2021年4月22日)

Department for Education (2020) The engagement model

<https://www.gov.uk/government/publications/the-engagement-model>

(アクセス日, 2021年7月22日)

Gov.UK, Educating your child at home.

<https://www.gov.uk/home-education>

(アクセス日, 2021年3月11日)

Department for Education (2021) Guidance SEND and specialist settings - additional operational guidance: coronavirus (COVID-19)

<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-for-full-opening-special-schools-and-other-specialist-settings/send-and-specialist-settings-additional-operational-guidance-coronavirus-covid-19>

(アクセス日, 2021年4月21日)

Ed Tech SEND support Hub

[https://www.nationalstar.org/products-services-facilities/star-](https://www.nationalstar.org/products-services-facilities/star-technology/accessible-tech/send-support-hub/)

[technology/accessible-tech/send-support-hub/](https://www.nationalstar.org/products-services-facilities/star-technology/accessible-tech/send-support-hub/)

(アクセス日, 2021年4月22日)

<https://www.gov.uk/government/publications/edtech-demonstrator-schools-and-colleges-successful-applicants/about-the-programme>

(アクセス日, 2021年4月22日)

文部科学省 (2020) 諸外国の教育動向 2019 年度版.

【ドイツ】

KMK(2021a) Datensammlung Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen ohne Förderschulen 2019/2020.

KMK(2019) Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland 2017/2018.

https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Eurydice/Bildungswesen-dt-pdfs/dossier_de_ebook.pdf

(アクセス日, 2021年3月11日)

KMK(2014) Menschen mit Behinderungen im Bildungssystem.

<https://www.bildungsbericht.de/de/schwerpunkthememen/menschen-mit-behinderungen>

SIBUZ(2021) Schulpsychologische und Inklusionspädagogische Beratungs- und Unterstützungszentren

<https://www.berlin.de/sen/bildung/unterstuetzung/beratungszentren-sibuz/>

(アクセス日, 2021年9月10日)

安井友康(北海道教育大学) ドイツのインクルーシブ教育と障害児者の余暇・スポーツ, 安井友康・千賀愛・山本理人, 2019, 明石書店.

Berlin(2011) Rahmenplan. Eingangsstufe bis Oberstufe bzw. Jahrgangsstufe 1 bis Jahrgangsstufe 10 für Schülerinnen und Schüler mit dem sonderpädagogischen Förderschwerpunkt „Geistige Entwicklung“. Rahmenlehrplannummer 136001.11.

Berlin(2017) Rahmenlehrplan 1-10 kompakt Themen und Inhalte des Berliner Unterrichts im Überblick. Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie.

KMK(2021b) Entscheidungen der KMK in der Corona-Krise. Aktuelles.

<https://www.kmk.org/aktuelles/entscheidungen-der-kmk-in-der-corona-krise.html>

(アクセス日, 2021年9月10日)

Pozas, M., Letzel, V. and Schneider, C. (2021) 'Homeschooling in times of corona': exploring

Mexican and German primary school students' and parents' chances and challenges during homeschooling. European Journal of Special Needs Education, 36(1), pp.35-50.

Robert Koch Institut(2021) National Strategiewer wird in Deutschland auf das Vorliegen ein SARS-CoVs Infektion getestet?

https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Teststrategie/National-Teststrat.html

(アクセス日, 2021年9月15日).

【フィンランド】

Iltalehti (2019.7.1.) "Erityislapset jäämässä tavallisiin luokkiin - opettajat pettyivät Rinteen hallitukseen: 'Jos yhdelläkin oppilaalla on vakavia vaikeuksia, se sotkee koko ryhmädynamiikan.' "

OAJ. (2017) Oppimisen tukipilarit: Miten varmistetaan oppimiselle ja koulunkäynnille riittävä tuki?

Opetus- ja kuluttuuri- ministeriö website (2019.7.1) "Opetusministeri Li Andersson: Hallitus on vahvistamassa oppimisen tukea."

https://minedu.fi/artikkeli/-/asset_publisher/hallitus-on-vahvistamassa-oppimisen-tukea

(アクセス日, 2020年9月17日)

Opetus- ja kuluttuuri- ministeriö website (2020.8.28) "Esi- ja perusopetuksen oppimisen tukeen ja inklusion kehittämiseen haettavissa 7 miljoonaa."

<https://minedu.fi/-/esi-ja-perusopetuksen-oppimisen-tukeen-ja-inklusion-kehittamiseen-haettavissa-7-miljoonaa>

(アクセス日, 2020年9月17日)

Opetus- ja kuluttuuri- ministeriö website (2021.5.27) "Oppimisen tuen ja inklusion kehittämiseen varhaiskasvatuksessa sekä esi- ja perusopetuksessa 13 miljoonaa"

<https://minedu.fi/-/oppimisen-tuen-ja->

諸外国の動向調査

inklusion-kehittämiseen-varhaiskasvatuksessa-seka-esi-ja-perusopetuksessa-13-miljoonaa
(アクセス日, 2021年9月4日)

Finlex (フィンランド法令データベース)

「義務教育法」(Oppivelvollisuuslaki)

<https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2020/20201214>

(アクセス日, 2021年9月12日)

Opetus- ja kulttuuriministeriö (Kaksivuotisen esiopetuksen kokeilu)

<https://minedu.fi/kaksivuotisen-esiopetuksen-kokeilu>

(アクセス日, 2021年9月18日)

Opetus- ja kulttuuriministeriö. (2017) Vaativa erityinen tuki esi- ja perusopetuksessa: Kehittämisyhmän loppuraportti.

<https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/handle/10024/80629>

Tilastokeskus(フィンランド統計局)ホームページ:

https://www.stat.fi/til/erop/2020/erop_2020_2021-06-08_tau_004_fi.html

(アクセス日, 2021年9月18日)

Tilastokeskus(フィンランド統計局)ホームページ:

https://www.stat.fi/til/erop/2019/erop_2019_2020-06-05_tau_004_en.html

(アクセス日, 2021年9月18日)

Tilastokeskus(フィンランド統計局)ホームページ:

https://pxnet2.stat.fi/PXWeb/pxweb/fi/StatFin/StatFin_kou_opiskt_pop/statfin_opiskt_pxt_133w.px/table/tableViewLayout1/

(アクセス日, 2021年9月18日)

Opetushallitus. (2016) Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet 2014. pp.61-78.

Finlex (フィンランド法令データベース) ホームページ:

「ルキオ法」(Lukiolaki)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2018/20180714>

(アクセス日, 2021年9月18日)

Opetushallitus. (2019) Lukion

opetussuunnitelman perusteet 2019. Helsinki:

PunaMusta Oy, pp.30-32.

Finlex (フィンランド法令データベース) ホームページ:

「基礎教育法」(Perusopetuslaki)

<https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1998/19980628>

(アクセス日, 2021年9月18日)

Finlex (フィンランド法令データベース) ホームページ:

「基礎教育法 (一部改正)」(Lakiperusopetuslain väliaikaisesta muuttamisesta)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2021/20210687>

(アクセス日, 2021年9月18日)

Finlex (フィンランド法令データベース) ホームページ:

「感染症法」(Tartuntatautilaki)

<https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2016/20161227>

(アクセス日, 2021年9月18日)

【スウェーデン】

Skolverket(2009a)Skolan och Aspergers syndrome Erfarenheter från skolpersonal och forskare, Rapport 334.

Skolverket(2011)Läroplan för grundskolan, förskoleklassen och fritidshemmet 2011 (Reviderad 2019), Lgr11.

Skolverket(2009b)Särskolan-en skolform för mitt barn., Skolverket(2009)Särskolan Hur fungerar den?.

Regeringskansliet(2017)Skolstart vid sex års alder, <https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/lagratsremiss/2017/08/skolstart-vid-sex-ars-alder/>

(アクセス日, 2020年9月8日)

Skolverket(2015)Integrerade elever.

<https://www.skolverket.se/publikationsserier/sodmaterial/2015/integrerade-elever>

(アクセス日, 2020年9月8日)

注2: 是永かな子(2009) スウェーデンにおける教

諸外国の動向調査

育政策の立案と評価に関するシステムの研究(その3)2002年の「カールベック委員会(Carlbeck-kommitten)」の検討を中心に『高知大学教育学部研究報告』(69)pp. 71-82.

注3: Cervin, E. (2016) Här kan Emelie andas ut, Specialpedagogik, 1, 27-30.

注4: Skolverket, Statistik, <https://www.skolverket.se/skolutveckling/statistik>

(アクセス日, 2021年9月2日)

注5: Elever i grundskolan läsåret 2020/21 (アクセス日, 2021年9月2日)

注6: 松田弥花, 是永かな子(2018) スウェーデンの障害児者に対する学校教育と社会教育の教育課程の接続『高知大学教育学部研究報告』(78)pp. 365-377.

注7: Skolverket(2015) Integrerade elever. <https://www.skolverket.se/publikationsserier/skolutveckling/2015/integrerade-elever>

(アクセス日, 2021年9月2日)

注8: 1 kapitlet 3 § skollagen.

注9: 5 a kapitlet 1 och 3-4 §§ skolförordningen samt 4 a kapitlet 1 och 3-4 §§

注10: 5 a kapitlet 2 § skolförordningen.

注11: Skolverket, Extra anpassningar och särskilt stöd vid distansundervisning, <https://www.skolverket.se/skolutveckling/inspiration-och-stod-i-arbetet/stod-i-arbetet/extra-anpassningar-och-sarskilt-stod-vid-distansundervisning>

(アクセス日, 2021年9月2日).

注12: Sveriges Kommuner och Regioner, <https://skr.se/>

(アクセス日, 2021年9月2日)

注13: SPSM, Webinarium: Ge eleverna stöd att klara skolan i pandemitider,

<https://www.spsm.se/stod/undervisning-pa-distans/webbseminarium-skolchefer-14-april/>

(アクセス日, 2021年9月2日)

注14: Sveriges Kommun och Regioner, Covid-19 och det nya coronaviruset,

<https://skr.se/covid19ochdetnyacoronaviruset.31764.html>

(アクセス日, 2021年9月2日)

注15: Skolverket, Distansundervisning under coronapandemin,

<https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/ansvar-i-skolfragor/distansundervisning>

(アクセス日, 2021年9月2日)

注16: SPSM, Undervisning på distans, <https://spsm.se/stod/undervisning-pa-distans/>

(アクセス日, 2021年9月2日)

【韓国】

韓国教育部 (2021) 「2021 年度教育部業務計画 (発表)」

<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=72713&boardSeq=83340&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0311&opType=N>

(アクセス日, 2021年9月9日)

韓国教育部 (2021) 「2021 年度特殊教育運営計画」

http://www.nise.go.kr/ebook/site/20200320_094650/

(アクセス日, 2021年9月7日)

韓国教育部 (2021) 「2021 年特殊教育年次報告書」

<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=316&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=0302&opType=N&boardSeq=88962>

注17: 韓国教育部, 国立特殊教育院・教育課程報告書「2015 改正特殊教育課程総論解説書」

http://www.nise.go.kr/ebook/site/20180730_150112/

(アクセス日, 2020年9月14日)

【オーストラリア】

Education Council (2020) Nationally Consistent Collection of Data; School Students with Disability 2020 Guidelines.

山中冨子 (2021) オーストラリアにおけるインクルーシブ教育システム構築に関する動向～「国家障害

諸外国の動向調査

戦略」と「国家統一情報収集」に注目して、埼玉大学紀要教育学部, 70(1), pp. 31-39.

Education Council(2021)Nationally Consistent Collection of Data; School Students with Disability 2021 Guidelines.

Department of Education, Skills and Employment
による障害基準のレビューに関するサイト

<https://www.dese.gov.au/disability-standards-education-2005/2020-review-disability-standards-education-2005>

(アクセス日, 2021年8月29日)

Department of Education, Skills and Employment
によるアリススプリングス宣言に関するサイト

<https://www.dese.gov.au/alice-springs-mparntwe-education-declaration>

(アクセス日, 2021年9月1日)

連邦政府による教育システムについてのサイト

<https://www.studyinaustralia.gov.au/english/australian-education/education-system>

(アクセス日, 2021年8月30日)

NSW Department of Education(2012) Every Student, Every School: learning and support.

NSW Department of Education (2021) Annual Report 2020.

NSW Department of Education による障害のある児童生徒への支援(通常学校)に関するサイト

<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/learning-and-support>

(アクセス日, 2021年9月2日)

NSW Department of Education による特別支援学級についてのサイト

<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/specialist-support-classes-in-regular-schools>

(アクセス日, 2021年9月2日)

NSW Department of Education による特別支援学校に関するサイト

<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/special-schools-ssps>

[learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/special-schools-ssps](https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/special-schools-ssps)

(アクセス日, 2021年9月2日)

山中冴子(2015) オーストラリアにおけるインクルーシブ・カリキュラムの動向ーニューサウスウェールズ州を中心に. 埼玉大学教育学部紀要. Vol. 64, No. 1, pp. 47-56.

山中冴子(2019a) オーストラリアン・カリキュラムにおける調整の手続きーニューサウスウェールズ州シラバスに焦点を当ててー, 埼玉大学教育学部紀要. Vol. 68, No. 2, pp. 183-189.

山中冴子(2019b) オーストラリアン・カリキュラムにおける障害のある児童生徒を包摂する仕組みに関する研究. 特殊教育学研究. 第57巻, 第1号, pp. 49-58.

Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority による障害のある児童生徒への対応に関するサイト

<https://www.australiancurriculum.edu.au/resources/student-diversity/meeting-the-needs-of-students-with-a-disability/>

(アクセス日, 2021年9月1日)

Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs(2012) National Disability Strategy 2010 - 2020 Report to the Council of Australian Governments 2012.

NSW Department of Education(2021

updated)Distance Education Enrolment Procedures: Implementation document for the Enrolment of Students in NSW Government Schools policy.

<https://education.nsw.gov.au/content/dam/main-education/policy-library/associated-documents/pd-2002-0006-02.pdf>

(アクセス日, 2021年9月2日)

NSW Education Standards Authority(2018)Guidelines for Home Schooling Registration in NSW.

NSW Department of Education(2020)Access to technology for students learning from home:

Information for parents and carers.

NSW Department of Education による新型コロナウイルス禍における質の高い教育の継続に関するサイト

<https://education.nsw.gov.au/covid-19/lessons-from-the-covid-19-pandemic/continuity-of-quality-education>

(アクセス日, 2021 年 9 月 2 日)

NSW Department of Education による自宅学習に関するサイト

<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/learning-from-home>

(アクセス日, 2021 年 9 月 2 日)

付記

本稿は、本年度、特任研究員より提供いただいた国別調査に係る報告書を基に、インクルーシブ教育システム推進センター(国際・情報発信担当)が教育課程や遠隔教育を中心として、その関連情報をまとめたものである。この他の各国の詳細な情報については、昨年度の国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第10号を参照されたい。

なお、令和3年度の国別調査班の担当者(敬称略)は、以下のとおりである。

インクルーシブ教育システム推進センター(国際・情報発信担当): 久保山茂樹, 生駒良雄, 柳澤亜希子, 神山努

アメリカ班: 吉利宗久(特任研究員・岡山大学学術研究院教育学域特別支援教育講座教授)

イギリス班: インクルーシブ教育システム推進センター(国際・情報発信担当)

ドイツ班: 千賀愛(特任研究員・北海道教育大学札幌校准教授)

韓国班: 李熙馥(国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センター 特任研究員)

オーストラリア班: 山中冴子(特任研究員・埼玉大学教育学部特別支援教育講座准教授)

スウェーデン班: 是永かな子(特任研究員・高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門教授)

フィンランド班: 渡邊あや(特任研究員・津田塾大学学芸学部国際関係学科准教授)

謝辞

国別調査の実施にご協力いただきました特任研究員の皆様に、深く感謝申し上げます。